

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ



クーリング・オフ制度

渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付: 祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付: 月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



今回は「クーリング・オフ制度」とは何か、いつ利用できるのかをご紹介します。

クーリング・オフ制度とは

つい申し込みや契約をしてしまったとしても、一定期間内であれば書面によって申し込みの撤回や契約の解除を消費者が一方的にすることができる制度です。突然の取引に対して消費者が頭を冷やして考える(cooling off)期間を与えるものです。

いつ利用できるのか

クーリング・オフ制度は契約をなかったことにできる大変強いルールとなっています。そのため、特定商取引法では次の取引に制限しています。

訪問販売(8日間)、電話勧誘販売(8日間)、エステなどの特定継続的役務提供(8日間)、訪問購入(8日間)、連鎖販売取引(20日間)、業務提供誘引販売取引(20日間)。※()は法定書面を受け取った日からクーリング・オフ制度が利用できる期間です。

ただし、次の例のように期間内でもクーリング・オフができない場合があります。

- ・総額3,000円未満の現金取引で、商品を受け取って代金すべて支払った場合
- ・化粧品などの消耗品で商品を使ってしまった場合
- ・自動車の購入やリース、電気の場合 ※その他定められた用件があります。